

食料・農業・農村政策審議会

食料・農業・農村政策審議会企画部会

合同会議

農林水産省大臣官房政策課

食料・農業・農村政策審議会

食料・農業・農村政策審議会 企画部会 合同会議

日時：令和7年3月27日（木）14：00～14：22

会場：農林水産省7階講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 新たな食料・農業・農村基本計画の策定について

3. 閉 会

【配布資料一覧】

議事次第

配布資料一覧

資料1－1 食料・農業・農村政策審議会委員名簿

資料1－2 食料・農業・農村政策審議会企画部会委員名簿

資料2 食料・農業・農村基本計画（案）

参考資料1 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

参考資料2 新たな食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI

午後2時00分 開会

○政策課長 それでは定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会合同会議を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日も御多忙中にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、赤松委員、磯崎委員、高槻委員、竹下委員、友實委員、内藤委員、西村委員、二村委員、堀切委員が所用により御欠席となっております。

現時点での本審議会委員の出席者は14名、企画部会委員の出席者は14名ということでございまして、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項及び第3項の規定による定足数3分の1以上をそれぞれ満たしていることを御報告申し上げます。

また、本日の審議会は公開といたしまして、会議の議事録は農林水産省のウェブサイト上で公表いたしますが、委員の皆様には公表する前に内容の確認をいただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議題は、新たな食料・農業・農村基本計画の策定についてとなっております。

それでは、この後の司会は大橋会長をお願いいたします。よろしくお願いします。

○大橋会長 皆さん、こんにちは。本日も大変お忙しいところ御参集いただきましてありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、議題の方に入らせていただきたいと思います。

昨年8月29日に開催されました本審議会で農林水産大臣から諮問のありました食料・農業・農村基本計画の変更に関しまして、これまで企画部会において、大変精力的な御議論をいただきました。感謝申し上げます。

この度、企画部会としての案が取りまとめられました。中嶋部会長から、新たな食料・農業・農村基本計画案についての御報告をいただき、併せてこれまでの企画部会での議論等について総括的な御発言をいただければと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。中嶋でございます。

今、大橋会長から御紹介がありましてとおり、昨年の8月29日に本審議会、企画部会の合同部会において諮問を受け、審議を開始したところでございます。企画部会場で現状分析、課題の分析、検討の視点の整理という枠組みで議論を積み重ねてまいりました。その前の基本法の検証において、この現状分析や課題の分析というのはかなり深めていたのではないかと考えております。そういうことからしますと、今までの基本計画の審議よりも短い検討期間であったと思いますが、私としてはかな

り深い議論ができたのではないかと考えております。

その後、今の本審議会、企画部会の合同部会も1回目と数えますと、合計11回にわたり議論を積み重ねてまいりました。後ほどもう一度確認いたします施策のテーマ別に、現状と課題の確認を積み重ねて、そして基本計画の骨子案の検討、さらに基本計画案の議論を最後に2回させていただいたところでございます。途中で2月にパブコメを行い、それから、全国11地域ブロックで地方意見交換会を積み重ねてまいりました。そのときにいただいた貴重な御意見は、この基本計画にも反映していると承知しております。

資料2に今回の本文がございます。

本文の目次をお見せいただければと思います。ありがとうございます。

まえがき、第1、第2というふうに続きます。簡単に、ごくかいつまんで御紹介いたしますと、まえがきでは、基本法の改正において検証された事項を改めて振り返り、食料安全保障をめぐる世界的視点からの懸念事項、国際的議論に基づいた環境配慮、人口減少、高齢化の進展による国内農業生産、国内食料市場の地域社会への影響に言及していただき、また、経済・社会情勢にも触れて、食品アクセス問題の存在などを指摘していただいたと考えております。

改正基本法の基本理念に基づきまして、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるということをこちらで強調していただいております。基本法の検証作業において、政策全般にわたる検証及び評価、それから今後20年程度を見据えた課題の整理が行われておりまして、それも踏まえていただいているところです。

次に、第1のパートでございますが、こちらには基本的な方針について述べていただいております。基本法に定められた5つの基本理念を縦軸に、それから今回提示された5つの施策テーマを横軸にして、施策の整理をしていただきました。この5つの施策テーマが、我が国の食料供給、輸出の促進、国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム、環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、農村の振興でございます。

今までの基本計画は、どちらかというと基本法の条文に沿って記述していくというスタイルを継承していたと思うのですが、今回は、この基本理念も尊重しながら5つの施策テーマごとに述べていくというスタイルを取ったということは、私は非常に意味があるのではないかと考えております。

それ以外に、この「第1 基本的な方針」の中では、施策推進のための消費者・国民理解の醸成、それから自然災害の激甚化・頻発化を踏まえた農業・農村の強靱化の必要性、食料システムをDXで効率的に機能させることの重要性などを指摘していただいております。

続いて、「第2 食料安全保障の動向」について整理していただきました。ここでは、主に世界的

な観点から我が国の食料安全保障の現状を整理していただいたとともに、我が国の食料供給に影響する食料需要、食料供給、貿易の動向の実態、それから地政学的な要因や感染症の可能性などのリスクの存在なども指摘していただきました。

そして第3であります、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標です。

改正前の基本法では、法定の目標というのは食料自給率のみでございましたが、改正後、その他の食料安全保障の確保に関する目標ということも併せて定めていただいております。目標年は2030年、食料自給率に関しては、今回摂取ベース、それから従来手法である国際基準準拠、この2つの指標を出していただいている、前者が53%、後者が45%でございます。

食料自給率の向上、その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう、そういった目標・KPIが設定されました。そして、少なくとも年1回、その目標の達成状況の調査・公表、KPIの検証を通じてPDCAサイクルによる施策の見直しを行うこととしました。これも施策テーマごとに整理したというもので、食料自給率の向上に向けた道筋が理解できるようになったと思っております。

次に第4でございますが、講ずべき施策です。これは、先ほど申し上げた施策テーマごとに詳細を記載されています。

1番目が我が国の食料供給、2番目が輸出の促進、3番目が国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム、4番目が環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮、5番目が農村の振興です。ここまでが5つのテーマであります、併せて6番目に国民理解の醸成、そして7番目に自然災害への対応を加えていただいております。

そして第5では、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項、1つ目はDXの推進。これは食料・農業・農村のみならず、日本全体で今、取組が進んでいるところでございますが、横断的に、施策に適用していくということと理解しております。

それから、2番目が統計データの持続的な把握と利活用の推進です。これはKPIのモニタリングにも資するものでありますし、それから、施策を組み立てていく上でエビデンスに基づいた政策の推進というものに資するものだと思っております。

それから、3番目に食料システムの関係者間の連携です。合理的な費用を考慮した価格形成、持続的な農業に向けたインフラ形成、需要に応じた生産、輸出促進における食料システムの業種を超えた垂直的な取組の必要性というものがこちらで指摘されました。また、食料・農業・農村に関する団体の役割と取組についての政策課題に言及していただいております。そのほかに4番、5番、6番、7番と、重要な事項、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を指摘していただいております。

最後に参考1として、主な耕種農業に関する農業構造の見通し、参考2として技術体系の将来像と

経営モデルとなります。

これまでの基本計画は、本文と附属文書から構成されておりました。今回は、こういった附属文書に当たるものが本文中に埋め込まれているというふうに御理解ください。今日お配りした参考資料1は、その計画のポイントを示していただいております。本文を全部読み込むのはなかなか大変でございますので、この参考資料を使って広く御説明していただくのではないかと思います。本文中とはちよっと違うワードにもなっている部分もありますが、私の理解といたしましては、これで、内容の要約、そして説明がスムーズに行えるのではないかと思います。

それから、参考資料2は主な目標とKPIを示していただいております。これは、先ほど申し上げた、例えば食料自給率を高めていく上でどのような要素が非常に重要なのかということも一覧できるものになっていると考えております。

最後に3点ほど、今回の議論を進める上で私としては大事だと思ったことを述べさせていただきます。

1つは、基本法の検証で明らかになった課題を基礎にして、その解決に向けた施策を提案したわけですが、スピード感、規模感に配慮しながら食料安全保障を確保・向上させるために、大胆な施策改革を提案したのではないかと考えております。初動5か年で農業の構造改革を集中的に推し進めるという意志です。

11月6日の企画部会で、2030年のすう勢値として農業経営体数が半数に、農地利用が7割になるという見通しが示されて、私どもは強い問題意識を共有することとなりました。そして、この食料安全保障を向上させるためのKPIを設定し、今の参考資料2で示していただいたようなKPIツリーを用意していただいたことで、相互の関係を整理し、毎年検証してPDCAサイクルを回す仕組みというものが確立できたのではないかと考えております。

2つ目が、地域計画への期待と、それから懸念というものがかなり示されたと思っております。地域計画を全国的に作るということは初めてのことだと思いますが、これは農業構造改革を進めるに当たって、地域、現場の関係者に取り組んでいただく大変重要な仕組みだと思っております。このためにはかなりの苦難があるのではないかと思いますけれども、まずはこれを作っていただく。それを踏まえて施策を積み上げて、この農業構造改革を進めていただければと思います。そういう気持ちを企画部会委員の皆様と共有できたのではないかと考えております。

最後に、農業構造改革を進めるためには、国民、消費者の支援が必要だということでございます。消費者の行動変容を期待するということは、基本法にも基本計画にも示されております。この施策を強力に進めていく上では、消費者も、その施策の中のステークホルダーの一員でいらっしゃるわけで

ありますが、理解の醸成がなければ進まないということで、これについて実効ある施策を推進していただけという思いがありました。

以上、拙い整理でございましたが、私からの報告とさせていただきます。

企画部会における委員の皆様の熱心な議論、それから事務局や関連部局のサポートに改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

○大橋会長 中嶋部会長、ありがとうございました。

基本計画（案）について、大変丁寧に御解説いただくとともに、また論点についても改めて御指摘いただきました。ありがとうございます。

また、本日御欠席の西村委員から、事前に御発言の要旨を頂いておりますので、こちらの方を配布させていただいております。

それでは、基本計画本文（案）、あるいはそれに基づく施策の実施に向けて、企画部会の委員以外の本審の委員の方々から特段御意見ございましたら、御発言いただければと思います。挙手などでお知らせいただければ指名させていただきます。

それでは、山波委員お願いいたします。

○山波委員 山波です。本日もよろしくお願いいたします。

今ほどは、丁寧な御説明ありがとうございました。そして、企画部会で、基本計画について10回以上にわたって熱心に御議論いただきましたこと、改めて委員として感謝申し上げます。

今日も丁寧に御説明いただきましたけれども、この度、この5年の中で集中的に、そしてスピード感を持って、これからの農業政策、改革を打ち出していくということで、そういうお言葉をいただきました。私は委員でもありますけれども、一生産者として、これから国民一人一人の食料安全保障ということをどうやって担保していくかということで、これから生産者も一丸となって、5年間、一緒にベクトルを合わせて取り組んでいきたいと思っています。

本日もありがとうございました。以上です。

○大橋会長 ありがとうございます。

ほか、特段御意見があればと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。山波委員の御指摘、御意見として受け止めさせていただければと思います。私の方からも一言発言させていただければと思います。

まず今回、今、中嶋先生からもございましたが、この企画部会、11回開催していただき、また、地方意見交換会も11ブロックで開催をさせていただいて、大変短い間ではございましたけれども、これだけの基本計画を作成していただきましたこと、中嶋先生はじめ事務局の御尽力に大変感謝申し上げます。

るものでございます。

今回、基本計画の中身について、今、中嶋先生から御言及があったところですので、私の方から改めての言及は差し控えさせていただきますけれども、今、山波委員からもありましたが、初動5年間で農業の構造転換を集中的に進めていくんだと、そのための施策のパッケージをKPIの構造的なツリーも含めて示していただいたということで、ここにある意味出発点なのだと思います。

これから施策を進めていくに当たって、少なくとも年1回、PDCA、あるいは行政用語ですとEBPMという言葉もありますけれども、そうした中で施策を検証しながらも更に改善をしていく。これは5年を待たずに遅滞なく情勢の変化に応じて、施策を改善していくということが大変重要だと思っております。

そうした意味でも、本日御参加していただいている企画部会及び本審の委員の皆様方には、今回基本計画の方は終了ではございますけれども、引き続き施策の進捗をウオッチしていただいて、何か気になることがありましたら、積極的に事務局なり、あるいは私に言っていただいてもいいですし、お知らせいただければ、しっかりとそうしたものを進めていこうと思っております。

それでは、基本計画の変更について、この審議会としての農林水産大臣への答申案をお配りをさせていただきますと思います。しばらくお待ちいただければと思います。

(答申案配布)

よろしいですか。

「食料・農業・農村基本計画については、別紙のとおり定めることが適当である」ということでございまして、この答申案の別紙というものは、皆様に既にお配りしている資料2の基本計画（案）ということになります。こちらの答申案の方で、皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

○大橋会長 ありがとうございます。オンラインの委員の方も特段御異論がないということでございましたら、ただいま議決いただいた本案にて農林水産大臣への答申とさせていただきますと思います。御審議ありがとうございます。

なお、江藤大臣に本日、審議会に御出席をいただいて答申の手交を行うという予定でしたけれども、大臣は国会に出席する必要があると、本日、この会議への御出席は叶わないということになりました。つきましては、後ほど中嶋部会長と私の方で手交させていただくという段取りにさせていただきたいと思っておりますので、御承知おきいただければと思います。

それでは、最後に委員の方々から御発言等ございましたらいただければと思いますが、いかがでしょうか。オンラインの方もよろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは、こちらの方で、基本計画の議論はここまでとさせていただきたいと思います。事務局の方もよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、本日、これをもちまして、食料・農業・農村政策審議会、企画部会合同会議の方を閉会といたしたいと思います。

本日は、御足労いただきましてありがとうございました。

午後２時２２分 閉会